（「地域の元気づくり推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十五の二　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号。以下「平成二十五年地方交付税法改正法」という。）附則第三条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　平成二十五年地方交付税法改正法附則第三条第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算定方法によつて算定した率を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算定方法
都道府県	別表第一の乗じ数で端数を四捨五入して得た率（小数点以下四位に定める地域振興費の補正係数が〇・三五未満であるときは、〇・三五をその補正係数の加えた率）に〇・三五を乗じて得た率
市町村	別表第二の乗じ数で端数を四捨五入して得た率（小数点以下四位に定める地域振興費の補正係数が〇・二五未満であるときは、〇・二五をその補正係数の加えた率）に〇・七五を乗じて得た率

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式によつて算定した率を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 1＋A×a＋B×b A×a又はB×bが負数となるときはそれぞれ0とし、A×a又はB×bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した率 算式Ⅰ $A=\frac{100}{c}-1\times100$ 算式Ⅰの符号 c　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項別表第1のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する各地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）につき、平成24年4月1日現在において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の特例措置がないこととした場合のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数（以下この表において「平成24年ラスパイレス指数参考値」という。）。ただし、平成20年から平成23年の各年の4月1日現在のラスパイレス指数及び平成24年ラスパイレス指数参考値の合計数を5で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が平成24年ラスパイレス指数参考値を下回る場合には当該数 a　0.649 B　次の算式Ⅱによつて算定した率 算式Ⅱ $B=\frac{d-e-(\alpha+\beta)}{e\times(-0.136)}$ 算式Ⅱの符号 d　平成20年から平成24年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） e　平成5年から平成9年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） α　平成20年度から平成24年度までの各年度において都道府県分の小学校費の算定に用いた小学校の教職員数、都道府県分の中学校費の算定に用いた中学校の教職員数及び特別支援学校費の算定に用いた特別支援学校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数（岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び新潟県にあつては、平成24年度の東日本大震災復興特別会計予算から交付される義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第2条の規定による負担金を受ける教職員の数として総務大臣が調査した数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成5年度から平成9年度までの各年度において都道府県分の小学校費の算定に用いた小学校の教職員数、都道府県分の中学校費の算定に用いた中学校の教職員数及び特殊教育諸学校費の算定に用いた特殊教育諸学校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは0とする。）